

出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会に提案する必要な事項についての協議又は調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、出雲市及び斐川町の合併に必要な事項についての協議又は調整に関すること。

(幹事)

第3条 幹事は、出雲市の副市長及び総合政策部長並びに斐川町の副町長及び企画担当参事の職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長の役員を置く。
- 3 役員は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ等)

第7条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 幹事会は、所掌事務に関する専門的事項について、必要に応じてプロジェクトを置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、協議会の会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。